

## セールスパートナーコンテンツ利用規約

株式会社セールスパートナー

### 第1条（本サービスの内容）

「セールスパートナーコンテンツ」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社セールスパートナー（以下「当社」といいます。）がおお客様に対し、「セールスパートナーコンテンツ利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき提供するサービスをいいます。尚、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。

### 第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望するお客様は、以下事項を確認・同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録（以下「利用登録」といいます。）を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

①本規約の内容。

②本サービスの利用にあたり、本規約以外の契約約款（以下総称して「追加約款」といいます。）が適用される場合があることと、その内容。なお、追加約款の適用がある場合は、その内容を別紙にて定めます。

③本規約（追加約款を含みます。）の内容が、次条で定める利用契約の内容となること。

### 第3条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）は、別紙1に定める料金とします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、携帯電話通信事業者による携帯電話の料金との合算請求、クレジットカード決済、又は金融機関による口座振替等等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 本サービス利用者が月の途中で本サービスに申込み場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約（以下「利用契約」といいます。）が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われぬものとします。
4. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
5. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

### 第4条（遅延損害金）

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

### 第5条（お問い合わせ）

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問い合わせを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

## 第6条（本サービス・規約の変更）

1. 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき本規約の内容を変更することがあります。この場合、本サービス利用者は本料金その他提供条件において、変更後の規約の適用を受けるものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行うときは、変更を行う旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに当社 Web サイトへの掲載その他第10条で定める方法により、本サービス利用者に対して通知します。

## 第7条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦ 本サービスに関連するデータの不正な改ざん、ソフトウェアやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為。
- ⑧ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑩ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑪ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
- ⑫ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑬ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑭ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為。
- ⑮ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- ⑯ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- ⑰ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑱ 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為。
- ⑲ 当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
  - ⑳ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
  - ㉑ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

## 第8条（権利譲渡の禁止）

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

## 第9条（損害賠償）

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

## 第10条（通知）

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWeb サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第11条（利用目的）

当社は、本サービス利用者に関する情報を、当社のプライバシーポリシーまたは追加約款にて定めるほか、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

## 第12条（免責等）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

3. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者が生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、当社の責に帰する事由により本サービス利用者が生じた損害について、当該損害発生時まで当社が本サービス利用者より受領した本料金の合計額を上限として、本サービス利用者に対して当該損害の賠償を行うものとします。

### 第13条（報告義務）

1. 本サービス利用者が、氏名、商号、代表者、住所、連絡先、又はクレジットカードの番号・有効期間等の支払方法に関する情報等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします。
3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

### 第14条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

### 第15条（秘密保持）

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

### 第16条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
  - ① 本サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
  - ② 本サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。
  - ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
  - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑦ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき。
  - ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。

- ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
  - ⑪ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑫ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑬ 本サービス利用者が第 13 条に違反したとき。
  - ⑭ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
  - ⑮ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
  - ⑯ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
  - ⑰ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
  - ⑱ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### **第 17 条 (サービスの廃止)**

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の 1 ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### **第 18 条 (解約)**

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。尚、解約日は、当月の末日までに本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の末日となります。

#### **第 19 条 (利用開始日)**

当社にて、本サービス利用者が、本サービスに関する支払方法の登録が完了し、当社が本サービス利用者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途当社が指定する日より、本サービス利用者は、本サービスの利用が可能となります。

#### **第 20 条 (期限の利益の喪失)**

本サービス利用者が、第 16 条第 1 項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

#### **第 21 条 (分離可能性)**

本規約のいずれかの規定またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効と判断された場合であっても、その余の部分については、引き続き完全な効力を有するものとします。

#### **第 22 条 (準拠法・合意管轄)**

本規約の準拠法は日本法とします。本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第23条（適用関係及び信義誠実の原則）**

本規約に定めのない事項については追加約款の定めに従うものとし、本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。なお、本規約の内容と追加約款の内容が矛盾・抵触する場合は本規約の内容を優先するものとします。

### **第24条（法令等の遵守）**

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、関連法令及び本規約（追加約款を含みます。）を遵守するものとします。

以上

2023年11月24日 制定

## 別紙 1

本別紙は、当社が本サービス利用者に提供する「広告ブロック DX」に適用します。

### ■本サービスの詳細

#### 1. 本サービスの内容

本サービスは「広告ブロック Premium」、「データ復旧安心サービス」及び「ネットトラブル弁護士費用保険」の特典を組み合わせたサービスであり、「広告ブロック Premium」「データ復旧安心サービス」及び特典の「ネットトラブル弁護士費用保険」のうちいずれかのみ解約、解除することはできません。

#### ◇「広告ブロック Premium」

- ①本サービス利用者のスマートフォン、タブレット等の当社が指定する端末において表示される広告をブロックし、アプリケーションおよびウェブ上のセキュリティ対策（セキュリティスキャン、プライバシー保護等）およびパスワード管理を行うソフトウェアを提供するサービスです。なお、対象端末の OS により、本サービスの内容が異なります。
- ②本サービスをご利用の際には、ソフトウェアのダウンロードおよびソフトウェアのインストールが必要です。ソフトウェアのダウンロードについては、本サービスのホームページなどを必ずご確認ください。
- ③本サービスの利用可能な端末は 3 台を上限とします。
- ④本サービスは予告なく内容を変更することがあります。
- ⑤本サービスのご利用およびそれに関連して生じた本サービス利用者または第三者の損害に対して、当社はいかなる責任も負わず、また一切の補償・賠償も行いません。
- ⑥本サービス利用者に生じた一切の不具合等に関しましては、当社は一切の責任を負いません。
- ⑦本サービス利用者が本サービスを利用する場合、別紙 2 のキングソフト株式会社が定める「AD Cleaner 利用契約」、「KINGSOFT Mobile Security Plus for Android 利用契約」又は「KINGSOFT Mobile Security Plus for iOS 利用契約」、「KINGSOFT Password Manager 利用契約」が追加約款として適用されます。なお、これらの約款におけるお客様とは本サービス利用者のことをいいます。

#### ◇「データ復旧安心サービス」

別紙 3 の内容が適用されます。

#### ◇「ネットトラブル弁護士費用保険」(特典)

別紙 4 の内容が適用されます。

#### 2. 本料金（月額、税込）

1,650 円/契約

## 別紙 2

### AD Cleaner 利用契約

キングソフト株式会社（以下、「当社」という）は、AD Cleaner 利用契約（以下「本契約」という）に基づいて、お客様と使用許諾契約を締結したものとみなし、お客様に対し、KINGSOFT 製品（以下、「本ソフトウェア製品」といい、プログラム、データ、マニュアルおよび本ソフトウェア製品に含まれる全ての付属品及び、特段の記載がない限り、当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含みます）の本契約に定める範囲での使用を許諾いたします。

#### 第 1 条（知的財産権）

当社は、本ソフトウェア製品の全ての著作権及びその他の知的財産権を所有します。また当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物に関しては、当該権利者が当該著作物の著作権を所有します。

#### 第 2 条（使用許諾の範囲）

お客様は本ソフトウェア製品を、当社から許諾された台数の端末上で、お客様ご自身が通常の用途に従って使用する目的で使用する場合にのみ使用することができます。お客様が許諾される使用権は、非独占的なものであり、かつ譲渡不能、再許諾不能、担保提供不能のものです。

#### 第 3 条（複製、改変等の制限・禁止）

1. お客様は、ご自身のために必要なバックアップ目的でのみ、本ソフトウェア製品を複製することができます。それ以外の目的で、本ソフトウェア製品の全部又は一部を複製することはできません。
2. お客様は、当社が、本ソフトウェア製品の性能を向上させるために、事前の告知なく必要な修正を行うことを予め承諾します。
3. お客様は、本ソフトウェア製品を加工および改変することはできません。また、本ソフトウェア製品のプログラム又は機能の一部を複製または抽出して、本ソフトウェア製品から独立して使用したり、本ソフトウェア製品以外の製品又はサービスと組み合わせて使用したりすることを禁じます。
4. お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。また本ソフトウェア製品の派生ソフトウェアを作成することはできず、本ソフトウェア製品に関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。

#### 第 4 条（アフターサービス）

1. 本ソフトウェア製品のお客さまへのユーザーサポートは、電子メールおよび電話にて行います。ただし、本ソフトウェア製品を本契約に違反した態様で使用している場合、または、ユーザー間の売買（オークション等を含む）等の当社又は当社が販売を認めた第三者以外の者から本ソフトウェア製品を入手した場合には、サポート対象外となります。
2. ユーザーサポート期間は、お客様に本ソフトウェア製品をご使用いただいている期間中となります。なお、お客様へのユーザーサポート中に発見された修正・改善に関する技術情報は、他のお客さまへのサポートに利用することがあります。

#### 第 5 条（第三者の使用）

お客様は、当社の書面による同意を得なければ、本ソフトウェア製品およびその複製物を、販売、頒布、貸与、移転その他の方法で、第三者に使用させることはできません。



#### 第6条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェア製品が正常に作動すること並びにその他の動作及び機能、並びに本ソフトウェア製品に契約不適合（いわゆるバグ、構造上の問題等を含みます。）が存していた場合にこれが修正されることのいずれについても何ら保証責任を負わないものとします。

2. お客様が本ソフトウェア製品を使用された結果、お客様または第三者の保有する端末に何らかの影響その他損害が生じた場合であっても、当社は、一切免責されるものとします。仮に当社がお客様に責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、いかなる場合にも、本ソフトウェア製品のご購入額を超えることはありません。ただし、当社に故意又は過失が存する場合は、この限りではありません。

3. 本ソフトウェア製品のインストール前後を問わず、大切なファイルは、お客様ご自身でバックアップをとられることをお勧めいたします。当社は、本ソフトウェア製品のインストール後に当該ファイルが滅失、毀損、または消失した場合であっても、一切免責されるものとします。

#### 第7条（使用許諾期間）

当社は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールしたときから、本ソフトウェア製品の使用をお客様に許諾するものとします。また、お客様に対する使用許諾は、当社がお客様に対して事前に通知した使用許諾の終了日が経過したことにより、または、お客様が本契約に違反したことにより、自動的に終了します。

#### 第8条（交換について）

本ソフトウェア製品ご購入後のお客様のご都合による返品および払い戻しは、一切できません。

#### 第9条（本契約の変更）

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本契約を変更することができます。

(1) 本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 本契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項の本契約の変更にあたり、変更後の本契約の効力発生日の1ヶ月前までに、本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://www.kingsoft.jp/adcleaner/>）に掲示し通知します。

3. 変更後の本契約の効力発生日以降にお客様が本ソフトウェア製品を利用したときは、お客様は、本契約の変更に同意したものとみなします。

#### 第10条（本契約の解除及び終了）

1. お客様が本契約の各条項に違反した場合は、当社は何らの催告なしに本契約を即時解除することができます。

2. 本契約の解除終了に伴って本ソフトウェア製品の全部又は一部が利用不可能となることによって、お客様又は第三者が被った被害又は損害について、当社は一切責任を負いません。

#### 第11条（アンインストール時の残存ファイルについて）

本ソフトウェア製品は、お客様が本ソフトウェア製品をアンインストール（削除）された後も、インストールが行われた日時の記録を目的として、若干の残存ファイルをお客様の端末内に残します。ただし、これらは端末の動作に影響を及ぼすものではありません。

#### 第12条（お客様に関する情報等）

当社は、より良いサービスを提供するために、以下の情報を取得及び利用します。お客様は本ソフトウェア製品を利用するためには、以下の情報の取得に合意しなければなりません。

- (1) デバイス ID
- (2) お問い合わせ時の端末情報及び OS バージョン

#### 第13条（個人情報の取り扱い）

1. 当社に提供されるお客様の個人情報は、お客様の同意なく、当社の海外の親会社、当社の国内外の委託先、本ソフトウェア製品の開発または提供元、機密保持契約を結んだ協力企業以外にお客様の個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合に、個人情報を開示することがあります。

- (1) 法令に基づいて、開示が必要であると合理的に判断した場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (5) 合併その他の事由により本ソフトウェア製品の販売主体が変更され、事業継続のため個人情報を移管する必要があると判断した場合
- (6) 個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められた場合
- (7) 他の利用者からの問い合わせに対し、サポート対応を行う必要がある場合、当社は本ソフトウェア製品の提供にあたり取得する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、取り扱うものとします。なお、本契約と、プライバシーポリシーの記載に相反、矛盾又は相違する箇所がある場合、本契約の記載が適用されるものとします。

プライバシーポリシー

<<https://www.kingsoft.jp/protection>>

#### 第14条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

### KINGSOFT Mobile Security Plus for Android 利用契約

キングソフト株式会社（以下、「当社」という）は、KINGSOFT Mobile Security Plus for Android 利用契約（以下「本契約」という）に基づいて、お客様と使用許諾契約を締結したものとみなし、お客様に対し、KINGSOFT 製品（以下、「本ソフトウェア製品」といい、プログラム、データ、マニュアルおよび本ソフトウェア製品に含まれる全ての付属品及び、特段の記載がない限り、当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含みます）の本契約に定める範囲での使用を許諾いたします。

#### 第1条（知的財産権）

当社は、本ソフトウェア製品の全ての著作権及びその他の知的財産権を所有します。また当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物に関しては、当該権利者が当該著作物の著作権を所有します。

#### 第2条（使用許諾の範囲）

お客様は本ソフトウェア製品を、当社から許諾された台数の端末上で、お客様ご自身が通常の用途に従って使用する目的で使用する場合にのみ使用することができます。お客様が許諾される使用権は、非独占的なものであり、かつ譲渡不能、再許諾不能、担保提供不能のものです。

#### 第3条（複製、改変等の制限・禁止）

1. お客様は、ご自身のために必要なバックアップ目的でのみ、本ソフトウェア製品を複製することができます。それ以外の目的で、本ソフトウェア製品の全部又は一部を複製することはできません。

2. お客様は、当社が、本ソフトウェア製品の性能を向上させるために、事前の告知なく必要な修正を行うことを予め承諾します。

3. お客様は、本ソフトウェア製品を加工および改変することはできません。また、本ソフトウェア製品のプログラム又は機能の一部を複製または抽出して、本ソフトウェア製品から独立して使用したり、本ソフトウェア製品以外の製品又はサービスと組み合わせて使用したりすることを禁じます。

4. お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。また本ソフトウェア製品の派生ソフトウェアを作成することはできず、本ソフトウェア製品に関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。

#### 第4条（アフターサービス）

1. 本ソフトウェア製品のお客さまへのユーザーサポートは、電子メールおよび電話にて行います。ただし、本ソフトウェア製品を本契約に違反した態様で使用している場合、または、ユーザー間の売買（オークション等を含む）等の当社又は当社が販売を認めた第三者以外の者から本ソフトウェア製品を入手した場合には、サポート対象外となります。

2. ユーザーサポート期間は、お客様に本ソフトウェア製品をご使用いただいている期間中となります。なお、お客様へのユーザーサポート中に発見された、修正・改善に関する技術情報は、他のお客さまへのサポートに利用することがあります。

#### 第5条（第三者の使用）

お客様は、当社の書面による同意を得なければ、本ソフトウェア製品およびその複製物を、販売、頒布、貸与、移転その他の方法で、第三者に使用させることはできません。

#### 第6条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェア製品が正常に作動すること並びにその他の動作及び機能、並びに本ソフトウェア製品に契約不適合（いわゆるバグ、構造上の問題等を含みます。）が存していた場合にこれが修正されることのいずれについても何ら保証責任を負わないものとします。

2. お客様が本ソフトウェア製品を使用された結果、お客様または第三者の保有する端末に何らかの影響その他損害が生じた場合であっても、当社は、一切免責されるものとします。仮に当社がお客様に責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、いかなる場合にも、本ソフトウェア製品のご購入額を超えることはありません。ただし、当社に故意又は過失が存する場合は、この限りではありません。

3. 本ソフトウェア製品のインストール前後を問わず、大切なファイルは、お客様ご自身でバックアップをとられることをお勧めいたします。当社は、本ソフトウェア製品のインストール後に当該ファイルが滅失、毀損、または消失した場合であっても、一切免責されるものとします。

#### 第7条（使用許諾期間）

当社は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールしたときから、本ソフトウェア製品の使用をお客様に許諾するものとします。また、お客様に対する使用許諾は、当社がお客様に対して事前に通知した使用許諾の終了日が経過したことにより、または、お客様が本契約に違反したことにより、自動的に終了します。

#### 第8条（交換について）

本ソフトウェア製品ご購入後のお客様のご都合による返品および払い戻しは、一切できません。

#### 第9条（本契約の変更）

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本契約を変更することができます。

(1) 本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 本契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項の本契約の変更にあたり、変更後の本契約の効力発生日の1ヶ月前までに、本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://www.kingsoft.jp/is/mobile/android>）に掲示し通知します。

3. 変更後の本契約の効力発生日以降にお客様が本ソフトウェア製品を利用したときは、お客様は、本契約の変更に同意したものとみなします。

#### 第10条（本契約の解除及び終了）

1. お客様が本契約の各条項に違反した場合は、当社は何らの催告なしに本契約を即時解除することができます。

2. 本契約の解除終了に伴って本ソフトウェア製品の全部又は一部が利用不可能となることによって、お客様又は第三者が被った被害又は損害について、当社は一切責任を負いません。

#### 第11条（アンインストール時の残存ファイルについて）

本ソフトウェア製品は、お客様が本ソフトウェア製品をアンインストール（削除）された後も、インストールが行われた日時の記録を目的として、若干の残存ファイルをお客様の端末内に残します。ただし、これらは端末の動作に影響を及ぼすものではありません。

#### 第12条（お客様に関する情報等）

当社は、より良いサービスを提供するために、以下の情報を取得及び利用します。お客様は本ソフトウェア製品を利用するためには、以下の情報の取得に合意しなければなりません。

(1) デバイスとアプリの履歴

(2) 電話帳

(3) 写真およびその他のメディアファイル

(4) カメラおよび音声

(5) Wi-Fi 通信

(6) デバイス ID と通話履歴

(7) クッキー (Cookie)

(8) 位置情報

[盗難対策機能] を有効にし、紛失した端末をお探しの際には、アプリが閉じている場合や使用されていない場合でも位置情報を収集します。

#### 第13条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社に提供されるお客様の個人情報は、お客様の同意なく、当社の海外の親会社、当社の国内外の委託先、本ソフトウェア製品の開発または提供元、機密保持契約を結んだ協力企業以外にお客様の個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合に、個人情報を開示することがあります。

(1) 法令に基づいて、開示が必要であると合理的に判断した場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合

(5) 合併その他の事由により本ソフトウェア製品の販売主体が変更され、事業継続のため個人情報を移管する必要があると判断した場合

(6) 個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められた場合

(7) 他の利用者からの問い合わせに対し、サポート対応を行う必要がある場合、当社は本ソフトウェア製品の提供にあたり取得する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、取り扱うものとします。なお、本契約と、プライバシーポリシーの記載に相反、矛盾又は相違する箇所がある場合、本契約の記載が適用されるものとします。

プライバシーポリシー <<https://www.kingsoft.jp/protection>>

#### 第14条 (準拠法及び合意管轄)

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

### KINGSOFT Mobile Security Plus for iOS 利用契約

キングソフト株式会社 (以下、「当社」という) は、KINGSOFT Mobile Security Plus for iOS 利用契約 (以下「本契約」という) に基づいて、お客様と使用許諾契約を締結したものとみなし、お客様に対し、KINGSOFT 製品 (以下、「本ソフトウェア製品」といい、プログラム、データ、マニュアルおよび本ソフトウェア製品に含まれる全ての付属品及び、特段の記載がない限り、当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含みます) の本契約に定める範囲での使用を許諾いたします。

#### 第1条（知的財産権）

当社は、本ソフトウェア製品の全ての著作権及びその他の知的財産権を所有します。また当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物に関しては、当該権利者が当該著作物の著作権を所有します。

#### 第2条（使用許諾の範囲）

お客様は本ソフトウェア製品を、当社から許諾された台数の端末上で、お客様ご自身が通常の用途に従って使用する目的で使用する場合にのみ使用することができます。お客様が許諾される使用権は、非独占的なものであり、かつ譲渡不能、再許諾不能、担保提供不能のものです。

#### 第3条（複製、改変等の制限・禁止）

1. お客様は、ご自身のために必要なバックアップ目的でのみ、本ソフトウェア製品を複製することができます。それ以外の目的で、本ソフトウェア製品の全部又は一部を複製することはできません。

2. お客様は、当社が、本ソフトウェア製品の性能を向上させるために、事前の告知なく必要な修正を行うことを予め承諾します。

3. お客様は、本ソフトウェア製品を加工および改変することはできません。また、本ソフトウェア製品のプログラム又は機能の一部を複製または抽出して、本ソフトウェア製品から独立して使用したり、本ソフトウェア製品以外の製品又はサービスと組み合わせて使用したりすることを禁じます。

4. お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。また本ソフトウェア製品の派生ソフトウェアを作成することはできず、本ソフトウェア製品に関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。

#### 第4条（アフターサービス）

1. 本ソフトウェア製品のお客さまへのユーザーサポートは、電子メールおよび電話にて行います。ただし、本ソフトウェア製品を本契約に違反した態様で使用している場合、または、ユーザー間の売買（オークション等を含む）等の当社又は当社が販売を認めた第三者以外の者から本ソフトウェア製品を入手した場合には、サポート対象外となります。

2. ユーザーサポート期間は、お客様に本ソフトウェア製品をご使用いただいている期間中となります。なお、お客様へのユーザーサポート中に発見された、修正・改善に関する技術情報は、他のお客さまへのサポートに利用することがあります。

#### 第5条（第三者の使用）

お客様は、当社の書面による同意を得なければ、本ソフトウェア製品およびその複製物を、販売、頒布、貸与、移転その他の方法で、第三者に使用させることはできません。

#### 第6条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェア製品が正常に作動すること並びにその他の動作及び機能、並びに本ソフトウェア製品に契約不適合（いわゆるバグ、構造上の問題等を含みます。）が存していた場合にこれが修正されることのいずれについても何ら保証責任を負わないものとします。

2. お客様が本ソフトウェア製品を使用された結果、お客様または第三者の保有する端末に何らかの影響その他損害が生じた場合であっても、当社は、一切免責されるものとします。仮に当社がお客さまに責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、いかなる場合にも、本ソフトウェア製品のご購入額を超えることはありません。ただし、当社に故意又は過失が存する場合は、この限りではありません。

3. 本ソフトウェア製品のインストール前後を問わず、大切なファイルは、お客様ご自身でバックアップをとられることをお勧めいたします。当社は、本ソフトウェア製品のインストール後に当該ファイルが滅失、毀損、または消失した場合であっても、一切免責されるものとします。

#### 第7条（使用許諾期間）

当社は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールしたときから、本ソフトウェア製品の使用をお客様に許諾するものとします。また、お客様に対する使用許諾は、当社がお客様に対して事前に通知した使用許諾の終了日が経過したことにより、または、お客様が本契約に違反したことにより、自動的に終了します。

#### 第8条（交換について）

本ソフトウェア製品ご購入後のお客様のご都合による返品および払い戻しは、一切できません。

#### 第9条（本契約の変更）

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本契約を変更することができます。

(1) 本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 本契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項の本契約の変更にあたり、変更後の本契約の効力発生日の1ヶ月前までに、本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://www.kingsoft.jp/is/mobile/ios>）に掲示し通知します。

3. 変更後の本契約の効力発生日以降にお客様が本ソフトウェア製品を利用したときは、お客様は、本契約の変更に同意したものとみなします。

#### 第10条（本契約の解除及び終了）

1. お客様が本契約の各条項に違反した場合は、当社は何らの催告なしに本契約を即時解除することができます。

2. 本契約の解除終了に伴って本ソフトウェア製品の全部又は一部が利用不可能となることによって、お客様又は第三者が被った被害又は損害について、当社は一切責任を負いません。

#### 第11条（アンインストール時の残存ファイルについて）

本ソフトウェア製品は、お客様が本ソフトウェア製品をアンインストール（削除）された後も、インストールが行われた日時の記録を目的として、若干の残存ファイルをお客様の端末内に残します。ただし、これらは端末の動作に影響を及ぼすものではありません。

#### 第12条（お客様に関する情報等）

当社は、より良いサービスを提供するために、クッキー（Cookie）、端末識別子、位置情報などのお客様に関する情報を取得及び利用することがあります。クッキー（Cookie）は、お客様のブラウザ設定によりクッキーの受け取りを拒否したり制限することができますが、その際は、本サービスの利用において制約を受ける場合があります。

#### 第13条（個人情報の取り扱い）

1. 当社に提供されるお客様の個人情報は、お客様の同意なく、当社の海外の親会社、当社の国内外の委託先、本ソフトウェア製品の開発または提供元、機密保持契約を結んだ協力企業以

外にお客様の個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合に、個人情報を開示することがあります。

- (1) 法令に基づいて、開示が必要であると合理的に判断した場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (5) 合併その他の事由により本ソフトウェア製品の販売主体が変更され、事業継続のため個人情報を移管する必要があると判断した場合
- (6) 個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められた場合
- (7) 他の利用者からの問い合わせに対し、サポート対応を行う必要がある場合、当社は本ソフトウェア製品の提供にあたり取得する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、取り扱うものとします。なお、本契約とプライバシーポリシーの記載に相反、矛盾又は相違する箇所がある場合、本契約の記載が適用されるものとします。

プライバシーポリシー

<<https://www.kingsoft.jp/protection>>

#### 第14条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## KINGSOFT Password Manager 利用契約

キングソフト株式会社（以下、「当社」という）は、KINGSOFT Password Manager 利用契約（以下「本契約」という）に基づいて、お客様と使用許諾契約を締結したものとみなし、お客様に対し、KINGSOFT 製品（以下、「本ソフトウェア製品」といい、プログラム、データ、マニュアルおよび本ソフトウェア製品に含まれる全ての付属品及び、特段の記載がない限り、当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含みます）の本契約に定める範囲での使用を許諾いたします。

#### 第1条（知的財産権）

当社は、本ソフトウェア製品の全ての著作権及びその他の知的財産権を所有します。また当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物に関しては、当該権利者が当該著作物の著作権を所有します。

#### 第2条（使用許諾の範囲）

お客様は本ソフトウェア製品を、当社から許諾された台数の端末上で、お客様ご自身が通常の



用途に従って使用する目的で使用する場合にのみ使用することができます。お客様が許諾される使用権は、非独占的なものであり、かつ譲渡不能、再許諾不能、担保提供不能のものです。

### 第3条（複製、改変等の制限・禁止）

1. お客様は、ご自身のために必要なバックアップ目的でのみ、本ソフトウェア製品を複製することができます。それ以外の目的で、本ソフトウェア製品の全部又は一部を複製することはできません。
2. お客様は、当社が、本ソフトウェア製品の性能を向上させるために、事前の告知なく必要な修正を行うことを予め承諾します。
3. お客様は、本ソフトウェア製品を加工および改変することはできません。また、本ソフトウェア製品のプログラム又は機能の一部を複製または抽出して、本ソフトウェア製品から独立して使用したり、本ソフトウェア製品以外の製品又はサービスと組み合わせて使用したりすることを禁じます。
4. お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。また本ソフトウェア製品の派生ソフトウェアを作成することはできず、本ソフトウェア製品に関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。

### 第4条（アフターサービス）

1. 本ソフトウェア製品のお客さまへのユーザーサポートは、電子メールおよび電話にて行います。ただし、本ソフトウェア製品を本契約に違反した状態で使用している場合、または、ユーザー間の売買（オークション等を含む）等の当社又は当社が販売を認めた第三者以外の者から本ソフトウェア製品を入手した場合には、サポート対象外となります。
2. ユーザーサポート期間は、お客様に本ソフトウェア製品をご使用いただいている期間中となります。なお、お客様へのユーザーサポート中に発見された、修正・改善に関する技術情報は、他のお客さまへのサポートに利用することがあります。

### 第5条（第三者の使用）

お客様は、当社の書面による同意を得なければ、本ソフトウェア製品およびその複製物を、販売、頒布、貸与、移転その他の方法で、第三者に使用させることはできません。

### 第6条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェア製品が正常に作動すること並びにその他の動作及び機能、並びに本ソフトウェア製品に契約不適合（いわゆるバグ、構造上の問題等を含みます。）が存していた場合にこれが修正されることのいずれについても何ら保証責任を負わないものとします。
2. お客様が本ソフトウェア製品を使用された結果、お客様または第三者の保有する端末に何らかの影響その他損害が生じた場合であっても、当社は、一切免責されるものとします。仮に当社がお客様に責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、いかなる場合にも、本ソフトウェア製品のご購入額を超えることはありません。ただし、当社に故意又は過失が存する場合は、この限りではありません。
3. 本ソフトウェア製品のインストール前後を問わず、大切なファイルは、お客様ご自身でバックアップをとられることをお勧めいたします。当社は、本ソフトウェア製品のインストール後に当該ファイルが滅失、毀損、または消失した場合であっても、一切免責されるものとします。

### 第7条（使用許諾期間）

当社は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールしたときから、本ソフトウェア製品の使

用をお客様に許諾するものとしします。また、お客様に対する使用許諾は、当社がお客様に対して事前に通知した使用許諾の終了日が経過したことにより、または、お客様が本契約に違反したことにより、自動的に終了します。

#### 第8条（交換について）

本ソフトウェア製品ご購入後のお客様のご都合による返品および払い戻しは、一切できません。

#### 第9条（本契約の変更）

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本契約を変更することができます。

(1) 本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 本契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項の本契約の変更にあたり、変更後の本契約の効力発生日の1ヶ月前までに、本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://www.kingsoft.jp/kpm/eula/>）に掲示し通知します。

3. 変更後の本契約の効力発生日以降にお客様が本ソフトウェア製品を利用したときは、お客様は、本契約の変更に同意したものとみなします。

#### 第10条（本契約の解除及び終了）

1. お客様が本契約の各条項に違反した場合は、当社は何らの催告なしに本契約を即時解除することができます。

2. 本契約の解除終了に伴って本ソフトウェア製品の全部又は一部が利用不可能となることにより、お客様又は第三者が被った被害又は損害について、当社は一切責任を負いません。

#### 第11条（アンインストール時の残存ファイルについて）

本ソフトウェア製品は、お客様が本ソフトウェア製品をアンインストール（削除）された後も、インストールが行われた日時の記録を目的として、若干の残存ファイルをお客様の端末内に残します。ただし、これらは端末の動作に影響を及ぼすものではありません。

#### 第12条（お客様に関する情報等）

当社は、より良いサービスを提供するために、以下の情報を取得及び利用します。お客様は本ソフトウェア製品を利用するためには、以下の情報の取得に合意しなければなりません。

(1) デバイス ID

(2) デバイスの指紋認証情報（対応デバイスに限る）

(3) デバイスの顔認証情報（対応デバイスに限る）

#### 第13条（個人情報の取り扱い）

1. 当社に提供されるお客様の個人情報は、お客様の同意なく、当社の海外の親会社、当社の国内外の委託先、本ソフトウェア製品の開発または提供元、機密保持契約を結んだ協力企業以外にお客様の個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合に、個人情報を開示することがあります。

(1) 法令に基づいて、開示が必要であると合理的に判断した場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の

同意を得ることが困難であると判断した場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合

(5) 合併その他の事由により本ソフトウェア製品の販売主体が変更され、事業継続のため個人情報に移管する必要があると判断した場合

(6) 個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められた場合

(7) 他の利用者からの問い合わせに対し、サポート対応を行う必要がある場合、当社は本ソフトウェア製品の提供にあたり取得する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、取り扱うものとします。なお、本契約と、プライバシーポリシーの記載に相反、矛盾又は相違する箇所がある場合、本契約の記載が適用されるものとします。

プライバシーポリシー

<<https://www.kingsoft.jp/protection>>

第14条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 別紙3

### データ復旧安心サービスご利用規約

#### 第1条(本利用規約の目的)

本利用規約は、お客様とG・O・G株式会社(以下、「G・O・G社」といいます。)との間の、「データ復旧安心サービス」(以下、「本サービス」といいます。)及びこれに基づきG・O・G社が提供するデータ復旧サービス(以下、本規約において「データ復旧サービス」といいます。)に関する条件を規定するものです。

#### 第2条(データ復旧安心サービスの内容)

本サービスは、お客様のパソコン(他にスマートフォン、外付けハードディスクなど)のデータに障害が発生した場合に、弊社が費用の全部または一部を負担することにより、データ復旧サービスをご提供するサービスです。

#### 第3条(本利用規約の適用)

お客様は、本利用規約に同意の上、本サービスに申し込んだものとみなされ、本利用規約に従って本サービスを利用するものとします。

#### 第4条(対象製品)

本サービスは、ご契約されたお客様が所有するパソコン・スマートフォンなどの端末を対象とします。対象機器は、パソコン、外付けHDD、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ、スマートフォン、携帯電話、SD、microSD、USBメモリなどとなります。対象外機器は、サーバー、ワークステーション、NAS、TV番組録画用HDD、ゲーム機、音楽プレーヤーなどとなります。

#### 第5条(データ障害の種類)

データ復旧サービスの対象となるデータ障害は以下のとおりです。

##### 1. 論理障害

データ障害のうち、データを管理するファイルシステムの破損や、削除によるデータの喪失などのデータ障害をいいます。ただしiOSの場合は初期化や削除などの誤操作による障害を除きます。

##### 2. 物理障害

データ障害のうち、記憶媒体(ハードディスクや半導体メモリなど)自体に、機械的または電氣的な障害が発生したものをいいます。

#### 第6条(データ復旧サービスの内容)

1. データ復旧サービスの依頼先は、運営元であるG・O・G社のみとします。
2. データ復旧サービスは、論理障害もしくは物理障害につき年2回まで無償でご利用いただけます。
3. データ復旧サービスをご利用の際に発生する送料については、それぞれ送付する側の負担とします。
4. 本サービスの提供場所は、日本国内とします。

#### 第7条(データ復旧サービスの品質)

弊社は、データ復旧サービスの提供にあたり、その保有設備、技術および人員にて最大限の努力を行いますが、データの完全な復旧を保証するものではなく、最善努力の結果復旧の不可能なものについてはその責を負いません。

#### 第8条(サービス保証期間)

弊社は、以下のサービス保証期間内に対象製品について申込みを行ったお客様に対して、データ復旧サービスを提供します。

- ① 開始日:対象製品の購入日(他に、契約開始日、ユーザー登録日など)。
- ② 終了日:対象製品の期間満了日

#### 第9条(データ復旧サービスの利用方法)

データ復旧サービスの利用方法は以下のとおりです。

1. データ復旧サービスのお申込みの際には、「データ復旧サービスお申込書・同意書」(以下、「お申込書」といいます。)別紙の「同意事項」等に記載された内容に同意の上、登録済みの対象製品にお申込書及び購入証明書(レシート等購入日を証明できるもの)を添えて下記までご送付いただくものとします。

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-1-9 日光ビル1階

「G・O・G株式会社(御茶ノ水店)」宛

☎0120-983-655

2. データ復旧サービスのご利用は、本利用規約に基づき行うものとします。
3. データ復旧作業が完了した対象製品は、原則として、お申込書にお客様が記載いただいた連絡先まで送付元の送料負担にてお届けします。

#### 第10条(データ復旧期間)

弊社は、お客様が発送された対象製品が弊社に到達してから、データ復旧作業完了後の発送まで、原則として7営業日に対応します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、7営業日以上の日数を要する場合がありますので、予めご了承下さい。

- ① 論理障害において、障害の程度が重いまたはデータ容量が多い場合
- ② 物理障害の場合
- ③ お客様の都合により、データ復旧作業完了後の対象製品の返却日の日程変更等が生じた場合
- ④ 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合
- ⑤ コンピュータウイルス、スパイウェア等による大規模障害、特定製品の不具合等に起因する大規模障害など、④以外の事由により復旧依頼が急激に増加した場合

#### 第11条(データ復旧サービスを受ける際の注意点)

データ復旧サービスをご利用頂くには、次に掲げる制限事項、確認事項を事前によくお読みの上、お申し込み下さい。

1. データ復旧サービスの内容およびサービスレベルは、G・O・G社により有償で提供されているものと同じです。
2. データ復旧サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があることをあらかじめご了承ください。
3. データ復旧サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法の規定に基づき、ご依頼者のご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
4. 著作権にかかわるデータ(音楽データ、映像関連データ等)については、データ復旧サービスの申込みをもってお客様がその利用に関する正当な権利を有していることを保証したものとみなします。
5. データ復旧作業の際には、装置から記憶媒体(ハードディスクや半導体メモリなど)を取り出すために解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
6. 記憶媒体(ハードディスクや半導体メモリなど)に物理的な障害がある場合は、記録媒体の開封または取り外しを行う場合があります。  
その場合は、本来の装置としての機能が消失することをご了承ください。
7. 復旧データは、2TBまでは無償でデータ容量に応じた記憶媒体に記録して納品します。なお、2TBを超えるデータ復旧をご希望される場合、復旧費用は無償ですが、復旧データを保存する記憶媒体費用のみお客様にご負担いただきます。
8. データ復旧作業は、G・O・G社において初期調査を行ったうえで、お客様に対して障害の内容(論理ないし物理)・程度、データ復旧の可否および納品用媒体などの料金の見積もりを報告した後、お客様にご了承頂いた場合に実施します。なお、初期調査結果の報告書を受け取った後にデータ復旧

サービスをキャンセルされた場合にも、無料のデータ復旧サービスを1回利用したものとカウントさせていただきます。

9. 本サービスの内容は記憶媒体（ハードディスクや半導体メモリなど）の復旧であり、装置本体の修理は含みません。装置本体修理のご依頼については、メーカー様のサポートセンターへお問い合わせください。
10. G・O・G社で対象機器を預りした後に、お客様とご連絡が取れない場合は、対象機器をG・O・G社が預かった日より90日を経過した後に、この対象機器の所有権をお客様が放棄したものとみなし、G・O・G社の判断で処分させていただきます。なお、リサイクル法に基づきG・O・G社で処分する場合に、リサイクルシールが付いていない対象機器は、廃棄料金をお客様にお支払いいただきます。この廃棄処分によりお客様に損害が生じた場合でも一切の責任を負いません。

#### 第12条（適用除外サービス）

次に掲げるサービスについては、本サービスの対象外といたします。

- ① 不具合原因の調査・解析、装置の修理およびOSの復旧
- ② 対象製品の原状回復（データ喪失前または障害発生前の状態に戻すこと）
- ③ iPhone4S以降の削除データの復旧
- ④ パソコンのOS、アプリケーション、システム情報の復旧
- ⑤ 破損しているデータの修復および復旧
- ⑥ デジタル放送の録画データの復旧
- ⑦ 暗号化されたデータの復旧
- ⑧ 家庭用ゲーム機や携帯型ゲーム機などのデータの復旧
- ⑨ データ消去装置またはデータ消去ソフトで消去したデータの復旧
- ⑩ 内蔵、外付けを問わず、お客様が自ら増設された記憶装置内のデータの復旧
- ⑪ クラウド等対象製品以外の場所に保存されているデータの復旧
- ⑫ 日本語及び英語以外が使用言語のデータの復旧
- ⑬ 日本国外へのサービスの提供
- ⑭ アカウント情報の復旧
- ⑮ 対象製品の廃棄
- ⑯ その他、G・O・G社で実施していないサービス全般

#### 第13条（個人情報の取り扱い）

本サービスにおける個人情報の取り扱いについては、「G・O・G株式会社プライバシーポリシー」（<https://www.gog.co.jp/privacypolicy.php>）の記載に準ずるものとします。

#### 第14条（免責事項）

本サービス提供における弊社の責任範囲は以下のとおりといたします。

1. 弊社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップはお客様の責任で行うものとします。
2. 本サービス提供に伴う弊社の責任範囲内でお客様が損害を被った場合は、お客様は直接かつ現実に生じた損害につき弊社に対して賠償を請求できるものとします。ただし、その額は本サービスの対価としてお客様が支払った額を超えないものとします。

#### 第15条（サービス利用の停止）

弊社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちに本サービスの利用を停止できるものとします。

- ① データ復旧サービス受付時のお客様情報に虚偽が発覚した場合
- ② お客様が本規約のいずれかに違反した場合
- ③ お客様が法令に反する行為を行った場合

- ④ お客様が対象製品を第三者に譲渡した場合
- ⑤ お客様もしくは第三者が対象製品に不当な改造またはメーカー保証対象外となる改造を施した場合

第16条(規約の変更)

弊社は、本規約内容を変更する必要がある場合は、予告なく本規約を変更することができるものとします。

第17条(準拠法および合意管轄)

本規約の準拠法は日本国法とします。また、本規約に定めのない事項については、日本国の法令に依るものとし、本サービスに関するお客様と弊社間の法的紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終改定 2023年2月28日

## 「ネットトラブル弁護士費用保険」(特典)

### 【概要】

「ネットトラブル弁護士費用保険」とは、サービス「広告ブロック DX (以下「本サービス」といいます。)」に付随関連して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社 (以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を株式会社セールスパートナー、被保険者<sup>\*1</sup>を会員 (会員と生計を同一にする同居の親族 (2 親等以内) および別居の未婚の子を含みます。) とする保険契約に基づき、引受保険会社からネットトラブルに起因して被保険者が負担した費用が保険金として支払われる特典をいいます。

<sup>\*1</sup> 1補償期間中において最初に行われた保険金請求で特定された被保険者を当該補償期間中の被保険者とし、当該補償期間中変わらないものとします。次年度以降についても同様に、1補償期間中の被保険者を特定します。

### 【補償期間】

(1) 被保険者が当該保険で補償される期間をいい、本サービスの利用契約開始日の翌日午前 0 時に始まり、1 年後の応当日の前日の午後 12 時 (以下、「補償期間」といいます。) に終わります。ただし、各被保険者に対する補償期間は 1 年ごとに更新されるものとし、以後も同様とします。

(2) 本条 (1) にかかわらず、本サービスを解約した場合もしくは本サービスを解除された場合、および本サービスが終了した場合、保険責任は、解約日、解除日または終了日の午後 12 時に終わります。

### 【補償内容】

補償期間中に被保険者の私生活<sup>\*1</sup>において生じたネットトラブル<sup>\*2</sup>に起因して被保険者が負担した以下の費用を保険金として支払います。なお、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、引受保険会社は、それらの合計額をこの保険契約により支払うべき保険金から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

#### (1) ネットトラブル法律相談費用保険金 (別表 1 参照)

ネットトラブルに起因して被保険者が相談事案を認識した場合 (以下、「事案認識日<sup>\*3</sup>」といいます。) に、被保険者がその解決のために法律相談を弁護士等に行い、法律相談費用を負担したことによって被った損害。

ただし、事案認識日からその日を含め 1 年以内の相談事案<sup>\*4</sup>に係る費用で、次の支払限度額を上限とします。

- ① 1 相談事案の限度額 : 10 万円
- ② 1 補償期間の限度額 : 10 万円

ただし、1 回の相談については 2 時間を限度とします。

#### (2) ネットトラブル弁護士等費用保険金 (別表 2 参照)

ネットトラブルに起因して被保険者が法律事案を認識した場合 (以下、「事案認識日<sup>\*3</sup>」といいます。) に、被保険者がその法的手続きについて弁護士等と弁護士等委任契約を締結し、弁護士等費用を負担したことによって被った損害。

ただし、事案認識日からその日を含め 1 年以内に締結された弁護士等委任契約 (以下、「委任契約」といいます。) における法律事案<sup>\*5</sup>に係る費用 (弁護士等費用の額に 70% を乗じた金額) で、次の支払限度額を上限とします。



① 1 法律事案の限度額：50 万円

② 1 補償期間の限度額：50 万円

- 当該法的手続きは、日本国内の裁判所を管轄裁判所とし、かつ日本の国内法が適用される損害賠償請求または差止請求に限ります。
- 当該弁護士等費用は、日本国内の費用に限り、海外の調査機関等に依頼した場合の費用は含まれません。また、被保険者が第三者から回収した金額がある場合には、その金額を差引いた額とします。

#### 【用語の定義】

##### \*1: 私生活

職務または業務に関するものを除く、被保険者の日常生活をいいます。

##### \*2: ネットトラブル

1. インターネットを通じて生じた以下の各号の事由に起因して、他人との間に発生したトラブルをいいます。
  - (1) 対象機器からの電磁的データの流出
  - (2) 迷惑行為・投稿、誹謗中傷、風評被害、いじめ<sup>#1</sup>、なりすまし行為または脅迫行為
  - (3) 著作権、肖像権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
2. 以下の各号の事由については、他人の行為に起因するこれらの事由によって被保険者が損害を被った場合に限りのみ、ネットトラブルに含まれます。
  - (1) 不正アクセス等の行為またはマルウェア感染
  - (2) 出会い系サイト<sup>#2</sup>を介して生じたトラブルまたはストーカー行為、恐喝、誘拐、詐欺等の犯罪行為
  - (3) ネットショッピング、ネットオークションまたはネットフリーマーケット等で生じた詐欺
  - (4) 電子マネー<sup>#3</sup>の盗取・詐取またはネットバンキングまたはクレジットカード等の不正な使用
3. 上記 1. および 2. のネットトラブルの発生した日（以下、原因発生日<sup>#4</sup>）といいますが「初年度補償開始日」以降に発生したトラブルに限ります。

#1: 悪口、仲間外れ、集中攻撃、さらし行為等を含みます。

#2: 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に規定するインターネット異性紹介事業をいいます。

#3: 利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段を指します。

#4: ネットトラブルの原因となる事実が最初にネットワーク上に書き込まれた日またはその原因となる事実を最初に書き込みした日をいいます。

（ネットワーク上に「書き込まれた」または「書き込みをした」とは、書面に限らず、音声、動画等の電子データとして証拠が残る場合も含みます。）

##### \*3: 事案認識日

次の事案について、ネットトラブルに起因して被保険者が相談事案または法律事案を認識した日をいいます。

###### (1) 被害事案

被保険者が被害者となる場合において、法的請求の根拠となる事実及び加害者を知った時、または弁護士等に初めて連絡した日のいずれか早い日をいいます。

## (2)加害事案

被保険者が加害者となる場合において、他人から法的請求もしくは通知を受けた日、またはその根拠を提示された日をいいます。

### \*4: 相談事案

ネットトラブルに起因して法的紛争になるまたは発展する可能性がある事実に起因して発生し、かつ、被保険者が自らの権利や利益を守るために弁護士等への相談または弁護士等からの助言を必要とする事案<sup>#1</sup>をいいます。

ただし、ネットトラブルの相手（他人）が複数の場合でも、原因が同じネットトラブルに起因する相談事案は、同一の事案とみなします。

#1: 単なる申請実務や手続方法について弁護士等に確認または助言を求める場合を除きます。

### \*5: 法律事案

ネットトラブルに起因して、被保険者が自らの権利や利益を守るために、その法的手続きについて弁護士等と弁護士等委任契約の締結を必要とする事案をいいます。

ただし、ネットトラブルの相手（他人）が複数の場合でも、原因が同じネットトラブルに起因する法律事案は、同一の事案とみなします（以下、「1 法律事案」といいます。）。

### 【お支払いできない主な損害】

1. 以下の事由によるネットトラブルに係るネットトラブル法律相談費用保険金およびネットトラブル弁護士等費用保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の闘争行為<sup>#1</sup>、自殺行為、犯罪行為または重大な過失
  - (2) 被保険者でない者<sup>#2</sup>が保険金の全部または一部を受取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反（ただし、他の者が受取るべき金額を除きます。）
  - (3) 被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら<sup>#3</sup>行った行為
  - (4) 保険契約者と被保険者の間または被保険者の親族相互間で生じた事由
  - (5) 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続について生じた事由
  - (6) 保険契約または共済契約等について生じた事由
  - (7) 被保険者以外の者<sup>#4</sup>に係るネットトラブルに起因して、被保険者の親権者または法定監督義務者に係る相談事案または法律事案
  - (8) 契約上の地位の移転、債権譲渡、債権引受、相続その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じていた事故に関し、被保険者が当事者となった場合
  - (9) 社会通念上、法的解決になじまないと考えられるトラブルであって、以下のいずれかに該当するもの
    - ① 社会生活上の受忍限度を超えないもの
    - ② 一般に道徳、道義、倫理その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの
    - ③ 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事実と認められるもの
  - (10) 憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの
  - (11) 自動車交通事故に起因するもの
  - (12) 私生活以外の事由に起因するもの
  - (13) 契約の不履行、対人賠償、対物賠償に起因する損害
  - (14) 国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの
  - (15) 取引によって取得もしくは譲渡した不動産、動産、有価証券またはその他の権利の財産的価値が、経済状況または社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との

間で発生したもの

- (16) 預託等取引契約<sup>#5</sup>に関するもの
  - (17) 連鎖販売取引<sup>#6</sup>または無限連鎖講<sup>#7</sup>に関する取引に関するもの
  - (18) 刑事事件<sup>#8</sup>、少年事件<sup>#9</sup>または医療観察事件<sup>#10</sup>
  - (19) 保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為
  - (20) 引受保険会社、引受保険会社の株主またはその関連法人、ならびにこれらの役職員を相手方とする場合（ただし、個人株主および役職員の私生活において生じたネットトラブルの場合はその限りではありません。）
  - (21) 弁護士等委任契約を締結した弁護士等を相手方とする場合
  - (22) 初年度補償開始日よりも前に発生した原因に起因する損害
  - (23) 基準弁護士等費用算定表に照らして明らかに過大であると引受保険会社が判断した費用の過大部分
  - (24) 国外で発生したネットトラブル（ただし、国外事業者であっても、当該事業者の国内法人に関連した場合は、国内トラブルとみなします。）
  - (25) ネットトラブルに起因する損害賠償金
  - (26) 引受保険会社指定の書類の提出が引受保険会社にて確認できない場合
- #1: 喧嘩、格闘および暴力を含みます。
  - #2: 法人の場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
  - #3: 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
  - #4: 被保険者の未成年の子を除きます。
  - #5: 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」に規定する預託等取引契約をいいます。
  - #6: 「特定商取引に関する法律」に規定する連鎖販売取引をいいます。
  - #7: 「無限連鎖講の防止に関する法律」に規定する無限連鎖講をいいます。
  - #8: 「刑事訴訟法」に基づき、犯罪を行った者に対する科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
  - #9: 「少年法」に基づき、犯罪を行った少年に対する措置を決定するための手続きに関する事件をいいます。
  - #10: 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った者に対する処遇の要否等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
2. 上記1.の各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた損害に対しては、ネットトラブル法律相談費用保険金およびネットトラブル弁護士等費用保険金を支払いません。
- (1) 保険契約の趣旨に鑑み、濫用性が高いと引受保険会社が判断する以下の行為
    - ① 権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為
    - ② 権利行使によって得る利益と比較して、相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為
    - ③ 実現不可能な行為を要求する等、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為
    - ④ その他、①から③と同程度に濫用性が高いと考えられる行為
  - (2) 被保険者が弁護士等委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

#### 【本特典のご利用方法】

保険金請求につきましては、お客様（被保険者様）ご自身で、直接引受保険会社へ行っていただきます。

【保険金請求時に必要な書類】

提出書類	ネットトラブル 法律相談費用保険金	ネットトラブル 弁護士等費用保険金	
		委任契約締結時	事件終了時
保険金請求書	○	○	○
本人確認書類	○	○	○
領収書（内訳を含む）	○	○	○
原因事故の発生時期・内容に関する説明資料	○	○	○
弁護士等が記載した法律相談の内容を証明する書類	○	—	—
委任契約の締結前に弁護士が記載した委任契約の見積書	—	○	—
弁護士等と締結した委任契約書（写）	—	○	—
弁護士等が記載した委任契約の進捗状況等を報告する書類	—	○	○
弁護士等が記載した弁護士費用等の内容を証明する書類	—	○	○
弁護士費用等の算出根拠を証明する書類	—	○	○

【別表 1】

対象	内容・区分・限度額等
1. 法律相談費用 *1	<p>弁護士等の事務所または所属弁護士会等の施設内で実施することを原則とし、以下の各号の額を限度とします。</p> <p>（1）法律相談に要する時間が1時間以内の場合、10,000円</p> <p>（2）法律相談に要する時間が1時間を超える場合*2、超過15分ごとに、2,500円</p>
2. 出張相談費用 *1	<p>被保険者が障害・疾病・高齢等の原因で移動が困難な場合で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると認められる場合には、以下の各号の額を限度とします。</p> <p>（1）法律相談に要する時間が1時間以内の場合、30,000円</p> <p>（2）法律相談に要する時間が1時間を超える場合*2、超過15分ごとに、2,500円</p>
3. 実費等*3	<p>法律相談に対応する上で弁護士等が支出した交通費または通信費は、第1項または第2項に加えて法律相談費用とすることができます。</p>

【別表 2】

対象	内容・区分・限度額等		
1. 着手金・報酬金方式*4	<p>（1）事案の性質上、弁護士等の委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、弁護士等報酬の限度額は、下表に定める額を限度とします。</p>		
	経済的利益の額	① 着手金*1 その結果のいかんにかかわらず委任契約締結時に生じる対価	② 報酬金*1 その成功の程度に応じて生じる対価
	125万円以下の場合	100,000円	経済的利益*6の16%

	125万円超 300万円以下の場合	経済的利益 <sup>*5</sup> の8%									
	300万円超 3,000万円以下の場合	経済的利益 <sup>*5</sup> の5%+90,000円	経済的利益 <sup>*6</sup> の10%+180,000円								
	3,000万円超 3億円以下の場合	経済的利益 <sup>*5</sup> の3%+690,000円	経済的利益 <sup>*6</sup> の6%+1,380,000円								
	3億円超の場合	経済的利益 <sup>*5</sup> の2%+2,690,000円	経済的利益 <sup>*6</sup> の4%+7,380,000円								
	(2) 委任事務処理の難易等の事情により、(1)の限度額が不相当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士等および引受保険会社が協議の上、それぞれ30%の範囲で増減額することができます。										
2. 時間制報酬 (タイムチャージ)方式 <sup>*3*7</sup>	<p>(1) 弁護士が受任事件を処理する場合の弁護士報酬については、依頼者と協議の上、時間制報酬の定めをすることができます。</p> <p>(2) 時間制報酬については、次のような定めを原則とします。</p> <p>① 所要時間当たり2万円</p> <p>② 1事件当たり所要時間30時間(時間制報酬総額60万円)を一応の上限とし、所要時間がこれを超過する現実の可能性が出てきた場合には、別途依頼者及び引受保険会社と協議します。</p> <p>(3) 時間制報酬を採用する場合には、原則として、依頼者に対し、毎月1回の割合により、執務内容・時間について報告を行うものとし、引受保険会社は依頼者を通じて報告書の提出を受ける都度、弁護士に支払を行います。</p>										
3. 手数料方式	<p>(1) 原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事案について生じる弁護士等報酬<sup>*1</sup>をいい、下表に定める額を限度とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手続きまたは委任事務処理</th> <th>手数料の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保全事件</td> <td>200,000円に、第1項(1)①着手金で算出された額の10%を加えた額</td> </tr> <tr> <td>② 法律関連調査</td> <td>1事案につき、100,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 内容証明郵便の作成<sup>*9</sup></td> <td>1事案につき、以下の額 (ア) 弁護士等名を表示しない場合：20,000円 (イ) 弁護士等名を表示する場合：作業内容の難易により30,000円以上50,000円</td> </tr> </tbody> </table>			手続きまたは委任事務処理	手数料の限度額	① 保全事件	200,000円に、第1項(1)①着手金で算出された額の10%を加えた額	② 法律関連調査	1事案につき、100,000円	③ 内容証明郵便の作成 <sup>*9</sup>	1事案につき、以下の額 (ア) 弁護士等名を表示しない場合：20,000円 (イ) 弁護士等名を表示する場合：作業内容の難易により30,000円以上50,000円
手続きまたは委任事務処理	手数料の限度額										
① 保全事件	200,000円に、第1項(1)①着手金で算出された額の10%を加えた額										
② 法律関連調査	1事案につき、100,000円										
③ 内容証明郵便の作成 <sup>*9</sup>	1事案につき、以下の額 (ア) 弁護士等名を表示しない場合：20,000円 (イ) 弁護士等名を表示する場合：作業内容の難易により30,000円以上50,000円										
4. 日当	<p>受任弁護士が委任事務処理に当たり遠方に移動する必要がある場合は、日当を受けることができます。なお、日当に対して給付される保険金の基準は、移動による合理的拘束時間(乗継等の待機時間を含む。)の区分に応じ、当該各号に定める額とします。ただし、委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算します。</p> <p>(1) 往復2時間を超え4時間まで3万円(消費税別途)</p> <p>(2) 往復4時間を超え7時間まで5万円(消費税別途)</p> <p>(3) 往復7時間を超える場合10万円(消費税別途)</p>										
5. 実費	<p>収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいい、この実費等は上記1.から4.の費用に含まれないものとします。</p>										

\*1: 消費税相当額を加算した額を請求することができます。

\*2: 1回の法律相談について、2時間を限度とします。

\*3: 日当を請求することはできません。

- \*4: 同一の事案について、第2項の時間制報酬（タイムチャージ）方式および手数料方式と併用することはできません。
- \*5: 被保険者が委任契約締結時に提示した資料等に基づき計算される経済的利益の額とします。
- \*6: 弁護士等が行った委任事務処理の結果、被保険者が得ることとなった経済的利益の額とします。
- \*7: 同一の事案について、第1項の着手金・報酬金方式と併用することはできません。
- \*8: 移動に要した時間を含みます。
- \*9: 情報処理機器等の通信手段（インターネットを含みます。）を用いて、これに準じる事務処理を行う場合を含みます。
- \*10: 委任事務処理自体による拘束を除きます。

以上